（国民年金法施行令の一部改正）

第五条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四の二第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条の五第一項第二号中「又は平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金（次項第一号ハにおいて「特例障害農林年金」という。）で障害の程度が第四条の六に定める障害の状態に該当するもの」を削り、同条第二項第一号ハ中「又は特例障害農林年金」を削る。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第六条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第六号中「移行農林年金をいう。第十一条第九号」を「移行農林年金をいう。同号」に改め、「並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。第十一条第九号において同じ。）のうち障害を支給事由とするもの」を削る。

第十一条第九号中「、移行農林年金及び特例年金給付」を「及び移行農林年金」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正）

第七条　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次のとおり」を「次に掲げる給付」に改め、同条ただし書中「減額され」を「減額され」に改め、同条第十号中「並びに特例障害農林年金（同法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。）」を削る。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第七号中「並びに特例障害農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。）」を削る。

第九十三条第一項の表旧厚生年金保険法施行令の項及び第百十六条第一項の表旧船員保険法施行令の項中「、障害共済年金及び特例障害農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。）」を「及び障害共済年金」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第九条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表平成二十七年改正前昭和六十一年経過措置政令の項中

組合員期間 なつている期間	組合員期間 管掌者 若しくは特例遺族農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例遺族農林年金をいう。） なつている期間 月数とを

を

旧適用法人施行日前期間 なつている期間（平成八年改正法附則第三十一条第一号に規定する被保険者期間とみなされた組合員期間を除く。）	旧適用法人施行日前期間 実施者 若しくは 年金則第に組合た同げる う。） なつている期間（平成八年改正法附則第三十一条第一号に規定する被保険者期間とみなされた組合員期間を除く。） 月数又は当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されていた特例遺族農林年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十一号）による改正前の平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定によりより同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金をいう。）の額の算定の基礎となつていた期間の月数とを

に改める。